

国民健康保険証が切り替わります

4月1日から

新しい保険証は、3月末日までに郵送しますので保険証が届かない場合は、ご連絡ください。保険証は1人1枚となっています。届いたら、家族全員分の保険証があるか住所・氏名等記載内容に誤りがないかを確認してください。

※後期高齢者医療の保険証は別に送付されます。

■学校に通うため家族と離れて他の市町村に住むとき

学生の保険証が必要な場合には手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの
・在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）

・印鑑
※学校を卒業したときには、住所地の国保に加入することになりますので喪失手続きを行ってください。

■社会保険など他の健康保険に加入された方へ

社会保険など他の健康保険に加入されたときは、

◎手続きに必要なもの
・他の健康保険から交付された保険証
・印鑑

■助成対象者



人間ドック助成制度

国民健康保険の方の健康保持と、病気の早期発見・早期治療に心がけていただくため人間ドックをご利用ください。6つの利用機関で、助成の対象となります。

ご存知ですか？

厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料が給料から天引きされていたにもかかわらず、厚生年金の加入手続きや納付がされていないことがわかった場合、年金記録が訂正され年金額に反映されるようになりました。

◆問い合わせ
千葉社会保険事務所
☎ 043(242)6320
ねんきんダイヤル
☎ 0570(05)1165
(平日8:30~17:15)
*IP電話・PHSから
☎ 03(6700)1165

厚生年金特例法成立

70歳から74歳の方の医療費負担
70歳から74歳の方に交付されている高齢受給者証の負担割合は、平成21年3月までの1年間、1割負担のまま据え置かれることになりました。

※既に、3割（現役並みの所得者）負担をいたしている方や、一定の障害認定を受けた方は除ります。

平成20年4月～平成21年3月まで	
高齢受給者証	高齢受給者証
1割負担	1割負担

平成21年4月～	
高齢受給者証	高齢受給者証
1割負担	2割負担

- ● ● 国民健康保険の被保険者年齢が30歳以上75歳未満
● ● ● 国民健康保険税に未納がないこと
① 住民課で「短期人間ドック利用承認申請書」を記入し、医療機関に利用日の予約をします。
② 後日、住民課から「短期人間ドック利用承認書」が郵送されます。
③ 医療機関へ「短期人間ドック利用承認書」を提出し、自己負担額のみを支払います。

■契約医療機関

医療機関名	所在地
東陽病院	横芝光町宮川12100
成東病院	山武市成東167
浅井病院	東金市家徳38-1
亀田総合病院	鴨川市東町1344
亀田総合病院附属 幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3 CD-2
旭中央病院	旭市イの1326

※上記以外の病院で人間ドックを受けた場合は助成対象外です。

■助成割合

人間ドックにかかる検査費用額（消費税を除く）の85%を町で助成し、残り15%が自己負担額となります。町助成金の上限は、63,000円です。

<例>東陽病院の男性の場合

検査費用額	消費税	検査費用額合計	町助成額	自己負担額
40,000円	2,000円	42,000円	(40,000円×85%) 34,000円	(40,000円×15%)+消費税 8,000円

※医療機関へは8,000円を支払います。